

## 新城のリラ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人順明会が開設する新城のリラ(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護、介護予防通所サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、指定通所介護、介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ①指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。
- ② 介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援状態にある高齢者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③ 事業の実施にあたっては、東三河広域連合、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 新城のリラ
- ② 所在地 愛知県新城市字鯉淵19番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
[通所介護、介護予防通所サービス]  
生活相談員 2名以上  
看護職員 2名以上  
機能訓練指導員 1名以上  
介護職員 6名以上  
従業者は、指定通所介護・介護予防通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

[通所介護、介護予防通所サービス]

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。

- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

[通所介護、介護予防通所サービス]

月曜日から金曜日 40名

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額もしくは東三河広域連合が定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

[通所介護、介護予防通所サービス]

- ① 食事の提供
  - ② 入浴（シャワー浴）
  - ③ 日常生活動作の機能訓練
  - ④ 健康チェック
  - ⑤ 送迎
  - ⑥ アクティビティ（介護予防）
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 50円徴収する。
  - 3 食費は、620円 おやつ・飲み物代 90円を徴収する。
  - 4 おむつ代は、実費を徴収する。
  - 5 日常生活や教室活動において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
  - 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新城市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の手配に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
  - ④ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事故発生時の対応等)

第12条 事業所は介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者のご家族・ご利用者の後見人又は身元引受人等関係者に連絡・報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講ずることとする。

[損害賠償]

事業所は、サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地位等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行うこととする。但し、当該事故の発生につき、事業所に故意過失がない場合にはこの限りではない。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減ずることとする。

[施設賠償責任保険]

事業所は、万一の事故の発生に備えて、「損害賠償責任保険」に加入しています。

[損害賠償がされない場合]

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び重要事項又はサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事に専ら起因して発生した場合
- ② ご利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して発生した場合
- ③ ご利用者が、施設の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して発生した場合  
(第三者による評価の実施状況)

第13条 第三者による実施状況は無し。

(その他運営についての留意事項)

第14条

1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人順明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止について)

第15条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の上げる通り必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者(大田由美子)
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修(年1回以上)を実施しています。

(身体拘束等)

第16条 事業者は、原則として利用者に対する身体拘束を廃止するものとする。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載するものとする。

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- この規程は、令和元年8月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年10月1日から施行する。
- この規程は、令和3年1月1日から施行する。
- この規程は、令和3年3月1日から施行する。
- この規程は、令和4年11月1日から施行する。
- この規程は、令和5年5月1日から施行する。
- この規程は、令和6年9月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。